



2019年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社創通
代表者名 代表取締役社長 難波 秀行
(コード：3711、JASDAQ)
問合せ先 取締役 管理本部長 根本 義紀
(TEL. 03-6386-0311)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2019年11月15日の取締役会において、2020年1月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年12月3日（火）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基 準 日 2019年12月3日（火）
- (2) 公 告 日 2019年11月15日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<http://www.sotsu-co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2019年10月9日に公表した「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式の全てを対象とする公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会を開催するように本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。その場合、当社は、本臨時株主総会において、株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上